

第2章 憲法の解釈

●「憲法解釈学はすぐれて大人向き」 憲法学は、大変な広がりとおおそ理解してもらえたと思う。もちろん、理解といっ

ても、そういうものであるらしいとの感じを得てもらうことをいっているのであって、その内実は、憲法の講義を聴きながら、あるいは具体的な憲法問題を検討する過程で学びとってもらいたい。ここでは、その程度の理解から進んで、憲法学のもう一つの特徴を、憲法の解釈という場面においてみることにしよう。

まず、ある裁判官が、5月3日の憲法記念日の新聞紙上で述べた一文の次の箇所を読んでもらいたい。

「他の科目はすべて、中学・高校の程度では、正解は一つである。数学の正解を、英文解釈の正解を、と正解志向の教育を受けて来た子供たちには、『絶対的な正解がない、というのが正解だ』という答えは、腑に落ちにくいであろうが、一つの憲法解釈だけを与えられて、白紙に墨汁のように浸みこませるのではなく、世の中いろいろな考え方があるのだ、という相対主義を子供なりに受け入れた上で大人になって欲しい。

法律学は大人の学問といわれるが、憲法解釈学はすぐれて大人向きなのであり、民主主義社会は右のような相対主義的世界観を持った成員を前提し、要請しているのであるから。」(倉田卓次『裁判官の書斎』(1985年・勁草書房)176頁)

第3章 日本国憲法の仕組み

●憲法のめざすもの

日本国憲法は、三つの基本原理からなっている。それは、国民主権主義、平和主義、基本的人権尊重主義である。それらの原理は、憲法の前文から読み取ることができ、また、第1条以下の諸規定の各所に生かされている。——これは、高等学校までの教育で教えこまれることであり、本書の読者のほとんどが知っていることであると思う。だから、たとえば、それについて大学入学試験の問題として出しても正解率が高くて、問題としては不的確だといわれそうである。しかし、上の100字程度の文を覚え込んだことをもって、憲法の基本原則が理解されたとするわけにはいかない。

いうまでもなく、これらの原理がどういう意味をもっており、第1条以下の規定のなかにどのように体现されており、さらにどのような問題がそこにかかわっているかなど、たんなる覚え込みとは違った、生きた理解をすることが肝要である。その理解をするためには、憲法の基本原則とそこから派生する諸原則がいかなる性格のものなのか、あらかじめ知っておいた方がよい。

まず、これらの基本原理のなかには、わが国の政治の在りかたや法秩序の基礎をなす根源の価値が含まれているとされており、このことを確認しておかなければならない。つまり、基本原則が基本原則たるゆえんは、そこに日本国憲法がめざしているものが集約されているということである。

第4章 尊属殺人事件の裁判例

●改正前の刑法条文

これから検討する事例には、1995年（平成7年）になされた改正前の刑法条文が問題とされている。最近発行された条文集（六法）を参照すると、条文の体裁が異なっていたり、削除されたりしているので、ここでまず旧条文を掲げておく。どういう内容か、しっかり読んでおく必要がある。

第百九十九条 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス

第二百条 自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス

第二百五条 身体傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

◎自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ対シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

第二百十八条 老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ為ササルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

◎自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ対シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス

第二百二十条 不法二人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

◎自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ対シテ犯シタルトキハ六月以上七

第5章 最高裁判所と裁判官

●最高裁判所の庁舎 国会議事堂の外観については、教科書、新聞、テレビに登場することも多く、知らない人はないといってよいくらいであるのに対して、最高裁判所の建物がどのような姿をしているかについては、見たことのない人の方が多く、関心が向けられることはあまりないと思われる。国会で行われることが、議事堂のイメージとともに注目されるのならば、最高裁判所が行うことを、その庁舎の外観と結びつけて印象づけてみるのもよいであろう。

皇居のお濠端にある現在の最高裁判所の庁舎は、1974年5月23日に霞が関から移ってきたもので、日本国憲法の誕生以前から存在している国会議事堂と比べればかなり新しい。次頁の写真をみてもわかるように、モダンな感じがする。

霞が関にあった赤レンガ造りの旧庁舎を知る人の目には、現代感覚がよくあらわれていると映るかもしれない。花崗岩で包まれた偉容は、全国に八つある高等裁判所、都道府県ごとにおかれてある地方裁判所およびその下にある家庭裁判所、簡易裁判所など、日本の裁判所組織の頂点に立つ最高裁判所の姿にふさわしいという人もいる。いや、そこを訪れて、あまりのいかめしき、城を思わせる頑強さ、冷たさを感じ、裁判所というより刑務所のようなと酷評する人もいる。確かに、隣の国立劇場が、校倉造りにならった日本の文化の伝統を反映するものとして親近感を覚えるのに

第6章 違憲判決と憲法判例

●昭和48年の違憲判決 尊属殺重罰規定をめぐる憲法論議から大分離れたところにきてしまった。ここで話を元に戻し、最高裁判決の展開をみながら、一つの憲法事件がかかえる問題をさらに考えていくことにしよう。

われわれは、昭和25年の最高裁大法廷判決のところで止まったままである。それから23年後の昭和48年4月4日へと一足飛びに時を経過させて、その日に下された大法廷判決に注目しよう。それは、最高裁の歴史上、いや日本国憲法の歴史上画期的な判決であった。^{*}最高裁が、刑法200条は憲法違反で無効であるとの結論を下したからである。まず、やや長くなるが、その判決理由を要約して示そう。

* 最大判昭48・4・4 刑集27巻3号265頁。

①「憲法14条1項は、国民に対し法の下での平等を保障した規定であって、同項後段列挙の事項は例示的なものであること、およびこの平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでないかぎり、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべきことは」、先例の示すとおりであるから、刑法200条が憲法14条1項に違反するか否かの問題は、刑法200条における差別的取扱いが合理的な根拠に基づくものであるかどうかによって決せられる。

* 最大判昭39・5・27民集18巻4号676頁。

第7章 憲法訴訟の道

●違憲の主張 憲法問題が新聞紙上に報道されることがよくある。だいぶ前の事件であるが、次の例について、どのように考えたらよいであろうか。

*
1982年10月19日の朝日新聞夕刊の三面は、「日曜の参観授業欠席扱い、『信教の自由を侵す』、教会出席妨げる、児童と親が提訴、江戸川」との見出しのもとに、「日曜日の授業参観をめぐり、教会学校出席のため授業を欠席した児童と両親が19日、『日曜日を授業日に指定し、児童を欠席扱いにしたのは、憲法20条に反し、信教の自由を侵害するものだ』として、小学校長、東京都江戸川区、東京都を相手取り、欠席として扱わないことなどを求める訴訟を東京地裁に起こした。教会などの宗教教育と学校教育の関係が争われるのはこれが初めてである」と、伝えている。

* 以下では、西暦に統一して述べる。

これについて、憲法学者の久保田きぬ子は、「日曜日授業の可否を信教の自由の観点から争った初めての事件というが、この事件はそもそも裁判所で争うに価する程の問題であろうか。さらにまた、信教の自由を持ち出して論ずべき程の事件であろうか。私はそうは考えない。常識的に考えて解決すべき問題であると思っている。私の偏見かもしれないが、この事件に限らず、この種の違憲を主張する事件は、他にも数多くある」と、訴訟により問題を解決しようとしたことに対して強い疑問を投げ掛けている。

第8章 政治過程における解決

●政治部門の判断に 憲法問題のなかには、たとえそれについて
任されること 裁判所による法的な判断が可能であっ

ても、そこに高度に政治的な性格がみとめられるとの理由で、司法審査の対象の外に置かれるものがあることを、前章で知った。そして、そのような問題の判断は誰がするのかというと、最高裁の判決によれば、それは、「主権者たる国民に対して政治的責任を負うところの政府、国会等の政治部門」であるという。そこで、政治部門において憲法問題が解決されるとはどのようなことなのか、ということを考えなければならない。

なお、これから述べることは、ある憲法問題の解決について、それを司法に委ねるべきとか、政治部門に委ねるべきとかいうことを議論するものではないことを、断っておかなければならない。すでに例にあげた、衆議院の解散権問題や安保条約の合憲性の問題をはじめとするいくつかの個別の問題に対する解決の当否ないし解決方法の是非については、読者が憲法の講義を聴き、勉強を進める過程で、あるいは、マスコミ報道や論評に接する際に検討してもらいたい。ここでは、そうした検討の前にあらかじめ目配りしておくべき事項を示しておこうとしている。

これまでの説明で明らかになっているように、政治部門とは、司法府以外の国の統治部門、すなわち、立法府や行政府のことをいっている。それらは、日本の政治のあり方を決定し、実施する

第9章 国民と憲法

●憲法に登場する国民 日本国憲法の前文は、「日本国民は、……この憲法を確定する」との文で始まっており、以下どの段落も、「日本国民」ないし「われら」が主語になっている。また、第三章の人権保障の部分には各所に「国民」がみられる。このように、国民ということばは、憲法のなかにはしばしば登場するし、憲法をめぐる議論においてもしきりに言及される。それは、他の法律にはみられない特徴である。

国民と憲法が相互に密接な関係をもっている理由をあげると、憲法は、国民と国との関係を規律する法であること、国や国の機関に国民が権力を与え、与えた権力の制限をすることが憲法の目的となっていること、国民の合意のもとに憲法が制定され、制定された憲法の運命も最終的に国民の意思にかかっていること、などである。

ところで、憲法の条文のなかにみられ、また、憲法論議の際に言及される国民は、一義的とはいえず、多様な意味で登場するようである。そのことは、通常、憲法の概説書に説明されている。たとえば、宮沢俊義『憲法〔改訂版〕』（1962年・有斐閣）では、「属人的に（言いかえれば、その所在地に関係なく）、原則として、一定の国法の支配を受ける人間をその国民と呼ぶ」との定義づけのもとに、国民の国法に対する関係によって国民の態様を五つに整理している（84～87頁）。また、清宮四郎『憲法Ⅰ〔第三版〕』（1979